一般社団法人インクルージョンネットかながわ 定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人インクルージョンネットかながわ と称する。

(主たる事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を 神奈川県鎌倉市 に置く。

(目的)

第3条 当法人は、生活、仕事、住まい、経済的困窮、家族、心身などにさまざまな課題を抱え、孤立や社会的排除など困難な状況にある人たちに対して、包括的かつ継続的な支援を行うことで、市民によるセーフティネットを構築し、国籍、文化的背景、性別又は性的指向、障がいの有無などを問わず、共に生きる社会を実現することを目的とする。

(事業)

- 第4条 当法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。
 - 1. 様々な困難を抱える人たちへの相談・支援事業。
 - 2. 様々な困難を抱える人たちが安心できる居場所や活躍できる場の開拓事業。
 - 3. 様々な困難を抱える人たちへの包括的・継続的支援に関わる政策提言事業。
 - 4. 職業紹介事業
 - 5. 前各号に関わる人材育成事業。
 - 6. 前各号に附帯する一切の事業。

第2章 社員

(法人の構成員)

第5条 当法人は、当法人の目的に賛同する個人及び団体であって、次条の規定により当法人 の社員となった者をもって構成する。

(社員の資格の取得)

第6条 当法人の社員になろうとする者は、理事会の別に定めるところにより申込みをし、 その承認を受けなければならない。

(会費)

第7条 社員は、社員総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(社員資格の喪失)

- 第8条 社員は、次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。
 - (1) 退社したとき
 - (2) 成年被後見人若しくは被保佐人になったとき
 - (3) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき
 - (4) 1年以上会費を滞納したとき

- (5) 除名されたとき
- (6)総社員が同意したとき。

(任意退社)

第9条 社員は、理事会において別に定める退社届を提出することにより、いつでも任意に退 社することができる。但し、1ヶ月以上前に当法人に対して予告をするものとする。

(除名)

- 第10条 社員が、次の各号の一に該当することとなったときは、社員総会の決議により、当 該社員を除名することができる。
 - (1) この定款その他の規則に違反したとき。
 - (2) 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
 - (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。
 - 2 前項の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行う。

(社員資格喪失に伴う権利及び義務)

- 第11条 社員がその資格を喪失したときは、当法人に対する社員としての権利を失い、義務 を免れる。但し、未履行の義務は、これを免れない。
 - 2 当法人は、社員がその資格を喪失しても、既納の会費その他の拠出金品は、これを 返還しない。

(社員名簿)

第11条 当法人は、社員の氏名又は名称及び住所を記載した社員名簿を作成する。

第3章 社員総会

(社員総会)

第12条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は、毎事 業年度の終了後3ヶ月以内に開催し、臨時社員総会は、必要に応じて開催する。

(開催地)

第13条 社員総会は、主たる事務所の所在地において開催する。

(招集)

- 第14条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。
 - 2 総社員の議決権の5分の1以上の議決権を有する社員は、代表理事に対して、社員 総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することがで きる。

(議長)

- 第15条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。
 - 2 代表理事が欠け若しくは代表理事の全てに事故あるときは、当該社員総会において 議長を選出する。

(議決権)

第16条 各社員は、各1個の議決権を有する。

(代理人)

- 第17条 社員は、他の社員を代理人として、社員総会における議決権の行使を委任することができる。この場合においては、当該社員又は代理人は、代理権を証する書面を当法人に提出しなければならない。
 - 2 前項の場合、社員又は代理人は、代理権を証する書面の提出に代えて、政令で定めるところにより、当法人の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。

(議決の方法)

第18条 社員総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の議 決権の過半数を有する社員が出席し、出席社員の議決権の過半数をもって行う。

(議事録)

- 第19条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成なければならない。
 - 2 議事録は、社員総会の日から、10年間主たる事務所に備え置く。

第4章 役員等

(役員の設置)

- 第20条 当法人に、次の役員を置く。
 - (1) 理事3名以上15名以内
 - (2) 監事1名以上2名以内
 - 2 理事のうち、4名以内を代表理事とする。

(役員の選任)

- 第21条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。
 - 2 代表理事は、理事会の決議によって定める。
 - 3 監事は、当法人又はその子法人の理事若しくは使用人を兼ねることができない。
 - 4 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は3親等内の親族その他特別の関係のあるものの合計数は、理事総数の3分の1を越えてはならない。監事についても同様とする。
 - 5 他の同一の団体(公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第2条第2号の公益法人又はこれに準ずるものとして政令で定めるものを除く)の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある者である理事の合計数は、理事総数の3分の1を越えてはならない。監事についても同様とする。

(理事の職務及び権限)

- 第22条 代表理事は、各自当法人を代表し、その業務を執行する。
 - 2 代表理事は、毎事業年度毎に4ヶ月を越える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

- 第23条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成 する。
 - 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び 財産の状況の調査することができる。

(役員の任期)

- 第24条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時 社員総会の終結の時までとする。
 - 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時 社員総会の終結の時までとする。
 - 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
 - 4 理事又は監事は、その辞任又は任期満了による退任により、第20条に定める定数 を欠くに至る場合には、新たに選任された者が就任するまで、その職務を行う権利義 務を有する。

(役員の解任)

第25条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。但し、監事を解任する場合は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上にあたる 多数をもって行う。

(役員の報酬)

第26条 社員総会の決議により、理事及び監事に対して、その職務執行の対価として、報酬、 賞与その他の財産上の利益(以下「報酬等」という。)を支給することができる。

(責任の免除)

- 第27条 当法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「一般法人法」という)第111条第1項に定める理事及び監事の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。
 - 2 当法人は、外部役員との間で、一般法人法第115条の規定により、同法第111 条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限 定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、 金1万円以上で当法人があらかじめ定めた額又は法令が規定する最低責任限度額との いずれか高い額とする。

第5章 理事会

(理事会の設置及び構成)

- 第28条 当法人に理事会を置く。
 - 2 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

- 第29条 理事会は、次の職務を行う。
 - (1) 当法人の業務執行の決定
 - (2) 理事の職務執行の監督。
 - (3) 代表理事の選定及び解職

(招集)

- 第30条 理事会は、代表理事が招集する。
 - 2 代表理事が欠けたとき又は代表理事の全てに事故があるときは、各理事が理事会を 招集することができる。

(議長)

- 第31条 理事会の議長は、法令に特別の定めがある場合を除き、代表理事がこれに当たる。
 - 2 代表理事が欠けたとき又は代表理事の全てに事故があるときは、当該理事会において議長を選出する。

(決議)

- 第32条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が 出席し、その過半数をもって行う。
 - 2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第96条の要件を充たしたときは、理事会の 決議があったものとみなす。

(議事録)

- 第33条 理事会の議事については、法令の定めることにより、議事録を作成する。
 - 2 前項の議事録が書面によって作成されるときは、議事録に署名若しくは記名押印する理事は、出席した代表理事とする。

第6章 計 算

(事業年度)

第34条 当法人の事業年度は、毎月4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

(事業計画及び収支予算)

第35条 当法人の事業計画及び収支予算は、毎事業年度の開始の日の前日までに、代表理事が作成し、理事会の決議を経て、社員総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

(事業報告及び決算)

- 第36条 当法人の事業報告及び決算について、毎事業年度終了後、代表理事は次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を経て定時社員総会に提出しなければならない。 なお、貸借対照表及び損益計算書については、定時社員総会の承認を経なければならない。 い。
 - (1) 事業報告書
 - (2) 事業報告の附属明細書

- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書(正味財産増減計算書)
- (5)貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書

第7章 定款の変更、解散及び清算

(定款の変更)

第37条 この定款は、社員総会において、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3 分の2以上にあたる多数の決議により変更することができる。

(解散)

第38条 当法人は、一般法人法第148条第1号、第2号及び第4号から第7号までに規定 する事由によるほか、社員総会において、総社員の半数以上であって、総社員の議決 権の3分の2以上にあたる多数の決議により解散することができる。

(残余財産の帰属)

- 第39条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益 社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法第5条第17号に掲げる法人又は国若 しくは地方公共団体に贈与するものとする。
 - 2 当法人は、剰余金の分配を行わない。

第8章 公告の方法

(公告の方法)

- 第40条 当法人の公告は、電子広告の方法によって行う。
 - 2 事故その他やむを得ない事由によって電子広告による公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。